

特 定 給 食 施 設 ・ そ の 他 の 給 食 施 設 の 開 始 に あ た っ て

- ・ **特定給食施設**とは1回100食以上又は1日250食以上の施設です。
- ・ **その他の給食施設**とは1回20食以上又は1日50食以上の施設で特定給食施設を除く施設です。

大田区では、「その他の給食施設」は、必要に応じて特定給食施設と同様の指導及び助言を行っています。

※届出様式（用紙）は、必要に応じてコピーしてお使いください。

また、大田区ホームページにも掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください。

保健・衛生 → 事業者の方へ → 特定給食施設に関する届出

大 田 区 保 健 所

H16. 4作成

H17. 4一部改定

H21. 4一部改定

H26. 4一部改定

H29. 1一部改定

R2. 5一部改定

目 次

	＜ページ＞
I 特定給食施設とは	1
1 法による定義	
2 特定給食施設の役割	
3 特定給食施設の届出の義務	
4 特定給食施設の報告の義務	
5 管理栄養士を置かなければならない義務	
6 届出後の具体的指導及び助言	2
7 特定給食施設の栄養管理について	
II その他の給食施設とは	3
III 特定給食施設が行う届出	4
1 給食を開始（再開）するとき	
2 給食内容を変更するとき	
3 給食を廃止（休止）したとき	5
4 栄養管理報告書の提出	
5 給食施設の種類	6

必要書類

- ① 給食開始届（第1号様式）
- ② 給食運営状況票
給食運営状況票記入要領
- ③ 給食施設の平面図
- ④ 給食届出事項変更届（第2号様式）
- ⑤ 給食廃止（休止）届（第3号様式）

参考法規

- 1－①② 健康増進法抜粋
- 2－①② 健康増進法施行規則抜粋
- 3－①② 大田区健康増進法施行規則

【問い合わせ先】

大田区保健所 健康づくり課・各地域健康課
栄養指導員（管理栄養士）

- ・健康づくり課 電話（5744）1683
- ・大森地域健康課 電話（5764）0661
- ・調布地域健康課 電話（3726）4145
- ・蒲田地域健康課 電話（5713）1701
- ・糀谷・羽田地域健康課 電話（3743）4162

I 特定給食施設とは

1 法による定義

「特定かつ多数の者に対して、継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。」（健康増進法第20条第1項。以下「法」という。）

「法第20条第1項の厚生労働省令で定める施設は、継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設とする。」（健康増進法施行規則第5条。以下「規則」という。）

これを受けて大田区では、

ア 給食施設の利用者がほぼ同一人と推定される。

イ 週1日以上かつ、それが1か月以上継続している。

（平成17年4月改定）

ウ その給食数が1回100食以上又は1日250食以上である。

以上の条件を備えている給食施設を特定給食施設として、大田区保健所 地域健康課の栄養指導員が健康増進法に基づき、必要な指導及び助言を行っています。

また、上記の条件を満たしていなくても、「特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設」であれば、必要に応じて特定給食施設と同様の指導及び助言を行っています。

2 特定給食施設の役割

特定給食は、利用者の栄養を確保し、健康の保持・増進を図り、かつ利用者に対する栄養教育をはじめ、その家庭や地域社会の食生活改善を図るなど、その与える影響は大きく、区民の栄養改善に占める役割は非常に重要なものです。

3 特定給食施設の届出の義務

特定給食施設の設置者は、給食の開始・変更・休止及び廃止の届出が義務づけられています。

法第20条、大田区健康増進法施行規則第3条

4 特定給食施設の報告の義務

特定給食施設の管理者は給食の報告（栄養管理報告書）の提出が義務づけられています。

法第24条第1項、大田区健康増進法施行規則第5条

5 管理栄養士を置かなければならない義務

区長が指定するものの設置者は、当該特定給食施設に管理栄養士を置かなければなりません。

法第21条第1項、規則第7条

6 届出後の具体的指導及び助言

給食を運営するにあたって、栄養管理、給食運営について質問がある場合は管轄の地域健康課の栄養指導員が相談（電話、来庁）に対応しますのでご連絡ください。また必要に応じて、栄養指導員が施設へ出向いて行う巡回指導も行っています。さらに保健所主催の講習会も実施し通知をしています。

7 特定給食施設の栄養管理について

特定給食施設の設置者は、利用者の健康増進のため適切な栄養管理を行わなければなりません。

法第21条第3項、規則第9条

適切な栄養管理を行うためには管理栄養士、栄養士を配置し「栄養管理の基準（規則第9条）」に沿った運営が必要です。

参考資料 「栄養管理の基準（健康増進法施行規則第9条）」

- 1 当該特定給食施設を利用して食事の供給を受ける者（以下「利用者」という。）の身体の状態、栄養状態、生活習慣等（以下「身体の状態等」という。）を定期的に把握し、これらに基づき、適当な熱量及び栄養素の量を満たす食事の提供及びその品質管理を行うとともに、これらの評価を行うよう努めること。
- 2 食事の献立は、身体の状態等のほか、利用者の日常の食事の摂取量、嗜好等に配慮して作成するよう努めること。
- 3 献立表の掲示並びに熱量及びたんぱく質、脂質、食塩などの主な栄養成分の表示等により、利用者に対して、栄養に関する情報の提供を行うこと。
- 4 献立表その他必要な帳簿等を適正に作成し、当該施設に備え付けること。
- 5 衛生の管理については、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百二十三号）その他関係法令の定めるところによること。

Ⅱ その他の給食施設とは

大田区では特定給食施設に該当しない施設で、特定かつ多数の者に対して継続的に給食を供給し、1回20食以上又は1日50食以上の施設を「その他の給食施設」として必要に応じて特定給食施設と同様の指導及び助言を行っています。

「その他の給食施設」についても、健康増進法での特定給食施設に準じて給食開始届等の届出、栄養管理報告書の提出をしていただきたくお願いしています。

※関連法規については下記を参照のこと

健康増進法

http://www.kenkounippon21.gr.jp/kenkounippon21/law/index_1.html

健康増進法施行規則 健康増進法施行規則

http://www.kenkounippon21.gr.jp/kenkounippon21/law/index_2.html

Ⅲ 特定給食施設が行う届出

1 給食を開始(再開)するとき

特定給食施設の設置者は、給食を開始又は再開したときは、1ヶ月以内に管轄の大田区保健所 地域健康課を通じて区長にその旨を届け出なければなりません。(大田区健康増進法施行規則第3条第1項)

<必要書類>

- ① 給食開始届 (第1号様式)
- ② 給食運営状況票
- ③ 給食施設の平面図

※ なお、「3 給食施設の平面図」については、食品衛生法における営業許可申請時に添付する「営業設備の配置図」に替えても差し支えありません。

2 給食内容を変更するとき

給食の内容に変更が生じたときには、そのときから1ヶ月以内に管轄の大田区保健所 地域健康課を通じて区長にその旨を届け出なければなりません。(大田区健康増進法施行規則第3条第2項)

<必要書類>

- ④ 給食届出事項変更届 (第2号様式)
- 変更内容が分かる資料

● 以下の場合には、変更届の届出が必要になります。

- 設置者の住所の変更 (例：法人の場合は、主たる事業所の所在地の変更など)
- 設置者の氏名の変更 (例：法人の場合は、代表者の氏名の変更など)
- 給食施設の名称変更 (例：法人の場合はその名称の変更など)
- 給食施設の所在地の変更 (例：住所表示の変更や住所の変更など)
- 給食施設の種類のの変更 (例：開始届出の施設種類が変更になった、直営が委託になった、委託先が変更になったなど)
- 給食の開始予定日の変更 (例：開始予定日が変更になったなど)
- 予定給食数の大幅な変更 (例：1回100食、1日250食を基準として、それより多くなった場合や少なくなった場合など)
- 管理栄養士及び栄養士の員数の変更

設置者とは：国公立施設では国、都、区をいいます。

民間病院や福祉施設等ではその開設者である医療法人や、社会福祉法人等を、事業所の場合は株式会社等をいいます。

3 給食を休止（廃止）したとき

特定給食施設が、給食を廃止又は休止したときには、1ヶ月以内に管轄の大田区保健所 地域健康課を通じて区長にその旨を届け出なければなりません。

(大田区健康増進法施行規則第3条第2項)

<必要書類>

⑤ 給食廃止（休止）届（第3号様式）

● 以下の場合には、休止届の届出が必要になります。

一定期間、やむをえない理由により給食が提供できないとき

(例：改築等により、一定期間外部から弁当を取るときなど)

※ 給食を再開する時には、「開始届」（第1号様式）が必要となります。

4 栄養管理報告書の提出

特定給食施設の管理者は、年に2回、栄養管理報告書を管轄の大田区保健所 地域健康課を通じて区長に提出しなければなりません。(大田区健康増進法施行規則第5条)

● 提出する時期と部数

5月、11月に実施した給食について、翌月15日までに報告します。
いずれも2部提出です。

● 報告用紙の配布方法

年度初めに開催する指導連絡会で配布予定。

当日欠席の場合は管轄の大田区保健所 地域健康課で配布しています。

各地域健康課の栄養担当へお問い合わせください。

● 使用する様式

ア 病院

イ 介護施設関係（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等）



ア、イは 栄養管理報告書（病院・介護施設等） に記入します。

ウ 児童福祉関係（保育所、幼稚園等）は

栄養管理報告書（保育所・幼稚園等） に記入します。

エ ア、イ、ウ 以外の施設は

栄養管理報告書（給食施設） に記入します。

5 給食施設の分類

分類	該当施設	根拠法令等
学校 (公立・私立)	公立学校、私立学校、公立幼稚園、私立幼稚園、各種学校、幼稚園型認定こども園	学校教育法第1条に規定する学校、第124条に規定する専修学校及び第134条に規定する各種学校、学校給食センター、学校給食法第6条に規定する学校給食共同調理場及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園（当該施設が幼稚園である場合）
病院	病院	医療法第1条の5第1項に規定する病院
介護老人 保健施設	介護老人保健施設	介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設
老人福祉施設	特別養護老人ホーム、老人デサビリティセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センター、老人福祉センター、軽費老人ホーム、養護老人ホーム	老人福祉法第5条の3に規定する施設
児童福祉施設	認可保育所、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園 等	児童福祉法第7条に規定する施設、社会福祉法第2条に規定する事業に係る施設で児童福祉に関するもの及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園（当該施設が幼稚園である場合を除く）
社会福祉施設	救護施設、障害者支援施設、婦人保護施設等	生活保護法第38条、身体障害者福祉法第5条第1項及び売春防止法第36条に規定する施設並びに社会福祉法第2条に規定する事業に係る施設で社会福祉に関するもの
事業所	事業所	労働基準法別表1に規定する事業所
寄宿舍	学生又は労働者の寄宿施設	学生又は労働者を寄宿させる施設
矯正施設	刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第3条に規定する刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）並びに少年院法第4条に規定する少年院及び少年鑑別所法第3条に規定する少年鑑別所
自衛隊	自衛隊	
一般給食 センター	特定した施設（複数の場合も含む。）に対して継続的に食事を供給している施設	特定した施設（複数の場合も含む。）に対して継続的に食事を供給している施設
その他	上記に含まれない施設。警察学校、認証保育所、認可外保育所、地域型保育事業、有料老人ホーム等	上記に含まれない施設